

# **Press Release**

大阪労働局発表 平成 28年8月29日

#### 【照会先】

大阪労働局雇用環境・均等部指導課 電 話(06)6941-8940

報道関係者 各位

# 全国マタハラ未然防止対策キャラバンを実施! --第1弾---

- ①ハラスメント対応特別相談窓口を設置
- ②OSAKA 女性活躍推進月間においていわゆるマタハラについての説明を実施

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、平成29年1月1日に施行されますが、 改正法及び関係省令の施行により、いわゆるマタハラなど上司・同僚からの職場における妊娠・ 出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けら れることについて、事業主等に対する効果的な周知を図るため、厚生労働省では「全国マタハラ 未然防止対策キャラバン」を実施することとしております。

大阪労働局(局長 苧谷 秀信)においても、その一環として、下記の取組を推進いたします。

### 1 妊娠等に関するハラスメントに対応する特別相談窓口を開設します!

大阪労働局では、平成28年9月から12月までの期間について、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントに対応する特別相談窓口を開設し、当該ハラスメントについての労働者からの相談や事業主からの問い合わせ等に対応します。

#### 特別相談窓口

大阪労働局雇用環境・均等部 指導課 〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

TEL 06-6941-8940 開庁時間 月~金(土日祝除く) 8時30分~17時15分

たとえばこのようなご相談に対応します。

## 労働者の方から

- ✓ 会社に妊娠を報告したら「辞めてください」と言われた
- ✔ 契約社員だが自分は育児休業が取得できるだろうか
- ✓ 育児短時間勤務を取得したら賞与がまったく出なかった
- ✓ 介護休業取得を申し出たら「認めない」と言われた

など

#### 会社の方から

- ✓ 会社で初めて育児休業の申出があったがどうすればよいか
- ✓ 妊婦に対する配慮や母性健康管理について知りたい

など

#### 2 「OSAKA 女性活躍推進月間」にて改正育児・介護休業法等の説明を実施!

大阪労働局は、女性が様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、産官学等で構成する「OSAKA 女性活躍推進会議」)(大阪府設置)の構成団体となっています。

推進会議では、今年度から新たに9月を「OSAKA 女性活躍推進月間」と定め、女性の活躍推進に関するイベント等を集中的に実施します。

大阪労働局では、当推進月間において、下記のとおり、いわゆるマタニティハラスメントについての説明や相談対応を行います。

#### ○「初歩から学ぶ労働基準法講座」

平成28年9月5日(月) 13:00~16:00 エル・おおさか エルシアター 改正育児・介護休業法等について説明

#### 〇「セミナー&特別労働相談会」

平成28年9月15日(木) 15:30~17:00 エル・おおさか南館4階 会議室A 改正育児・介護休業法、いわゆるマタニティハラスメントについて説明

#### 〇「女性輝く相談週間&ワンストップ相談会」

平成28年9月15日(木) 13:00~18:00 OSAKA しごとフィールド3階 セクハラ、いわゆるマタハラ等についてのご相談に応じます ※原則として事前予約制

#### 全国マタハラ未然防止対策キャラバン 第二弾予告

平成28年11月、大阪労働局主催で 「改正育児・介護休業法等説明会」を開催予定です。 詳細は後日お知らせします。

#### 添付資料

- 1. 特別相談窓口チラシ「いわゆるマタニティハラスメントに悩んでいませんか?」
- 2. OSAKA 女性活躍推進月間リーフレット「変えようや、その働き方」
- 3. 第2回初歩から学ぶ労働基準法講座
- 4. セミナー&特別労働相談会 チラシ
- 5. 女性の活躍を応援するワンストップ相談会 チラシ
- 6. 参考資料 妊娠・育休等を理由とする不利益取扱いの相談の状況

いわゆる

# マタニティハラスメントに悩んでいませんか?

※いわゆるマタハラとは

職場でこんなことは ありませんか?

- ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い
- ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

### ■事業主からのこのような言動

■上司・同僚からのハラスメント

「産休・育休は認めない」と言われた。

切迫流産で入院したら「**もうこなくて いいから退職届を書け**」と言われた。

> 妊娠を報告したら 「**退職してもらう**」 と言われた。

妊娠を伝えたら「次の契約更新 はしない」と言われた。

正社員なのに、妊娠したら 「パートになれ」と言われた。 上司に妊娠を報告したら 「他の人を雇うので早めに辞め てもらうしかない」と言われた。

妊婦検診のために休暇を取得したいと**上司**に相談したら

「病院は休みの日に行くものだ」 と相手にしてもらえなかった。

> 育児短時間勤務をしていたら、 同僚から

「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。



# ■事業主からの不利益取扱いについて

妊娠・出産・育児休業・介護休業などを 理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止 \*されています。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

# 例えばこんなことを理由として

- ・妊娠した、出産した
- ・妊婦健診のため、仕事を休んだ
- ・ つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- ・ 産前・産後休業をとった
- ・ 育児休業・介護休業をとった

など



# こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 契約が更新されなかった
- パートになれと強要された
- 減給された
- ・ 普通ありえないような配置転換をされた

など

# **平成28年9月~12月** いわゆる**マタニティハラスメント**について、 **特別相談窓口**を設置します!!



来局でも 電話でも 受け付けます

# 大阪労働局雇用環境・均等部 指導課

〒 5 4 0 - 8 5 2 7 大阪市中央区大手前 4 - 1 - 6 7 大阪合同庁舎第 2 号館 8 階

TEL 06-6941-8940

開庁時間 月~金(土日祝除く) 8時30分~17時15分

平成29年1月 以降も 相談できます

## 事業主は、法律※1に基づき妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関する

#### 上司・同僚からの職場でのハラスメント の防止措置を講じなければなりません

※1 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

これには2つの型があります

## 【1】制度等※2の利用への嫌がらせ型

- 制度等の利用を理由に解雇や不利益取扱いを示唆する言動
- 制度等の利用を阻害する言動
- 制度等の利用を理由に嫌がらせ等をする言動

#### (例えば・・・)

・妊娠により立ち仕事を免除してもらってい ることを理由に**「あなたばかり座って仕事を** してずるい!」と、同僚からずっと仲間はず れにされ、仕事に手がつかない。

#### 制度等とは、以下のものをいいます

#### 男女雇用機会均等法が対象とする制度等

- ①妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置 (母性健康管理措置)
- ②坑内業務の就業制限及び危険有害業務の就業制限
- ③産前休業 ④軽易な業務への転換
- ⑤変形労働時間制での法定労働時間を超える労働時間の制限、 時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限
- ⑥育児時間

#### 育児・介護休業法が対象とする制度等

- ①育児休業 ②介護休業
- ③子の看護休暇 ④介護休暇
- ⑤所定外労働の制限 ⑥時間外労働の制限
- ⑦深夜業の制限
- ⑧育児のための所定労働時間の短縮措置
- ⑨始業時刻変更等の措置
- ⑩介護のための所定労働時間の短縮措置

## 【2】状態への嫌がらせ型

- ・ 妊娠・出産等を理由に解雇その他不利益取扱いを示唆する言動
- 妊娠・出産等を理由に嫌がらせ等をする言動

(例えば・・・)

先輩が「**就職したばかりのくせに妊娠** して、産休・育休をとろうなんて図々 しい」と何度も言い、就業意欲が低下 している。

対象となる事由(状態)

①妊娠したこと、②出産したこと、③産後休業を取得したこと、

④つわり等で能率が下がったこと

等

#### ハラスメントを受けたときは・・

#### はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善さ れません。「やめてください」「私はイヤです」と伝え ましょう。

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまう ことがあります。問題を解決していくことが、同じよう に悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

#### 会社の窓口に相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題で す。会社の人事労務等の相談担当者や信頼できる上 司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあ

社内に相談相手がいない時は、労働局など外部の 機関に相談しましょう。

### 事業主が定める防止措置の内容

#### 平成29年1月1日施行!

#### 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

①妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの内容、②妊娠、出産等に関する否定的な言動が職場における妊娠、出 産等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ること、③「ハラスメントがあってはならない」旨の事業主方針、④妊娠・出産に 関する制度、育児休業・介護休業等の制度が利用できる旨を就業規則等の規定や文書等に記載して周知啓発する

2 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

被害を受けた者や目撃した者などが相談しやすい相談窓口(相談担当者)を社内に設ける

3 職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応 ハラスメントの相談があった時、すみやかに事実確認し、被害者への配慮、行為者への処分等の措置を行い、 改めて職場全体に対して再発防止のための措置を行う

4 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、業務体制の整備など、事業主や妊娠等し た労働者その他の労働者の実情に応じ必要な措置を講じる



# 「働きたい」と「育てたい」を信頼でツナグ

OSAKAしごとフィールドは、「ひと」と「企業」をつなぐ就職支援施設。年齢や性別、障がいの有無に関わらず、すべての 求職者の就職活動を全力でサポートしています。3周年を迎える9月は、就職活動に役立つセミナーなどを集中実施。 全ての方の「働きたい」を応援します!

# Pickup Event

**4** 13:30~15:00

■ エル・おおさか 本館2階 エル・シアター

♪ どなたでも参加可能

入場無料

9/12 Mon 13:30~ START!

時代を読み解く

~正しい判断は正しい情報から~

キャスターとしておなじみの元読売テレビ報道局解説委員長・辛坊治郎氏が講師 として登場! 「誰もが働ける社会」をテーマに、とことん事実に向き合います。 本当のジャーナリズムを感じてください!

## 参加申し込みはインターネット またはFAXで

#### WEBからのお申し込みはこちら >>

FAX:06-6910-3781 (OSAKAしごとフィールド「メインセミナー」係)

※FAXの場合は、氏名(ふりがな)、性別、電話番号、ご職業、配慮事項があれば記入して下さい。

**⑱ OSAKAしごとフィールド TEL:06-4794-9198 FAX:06-6910-3781** 

#### 講演者

# 辛坊 治郎 氏

#### 【講師Profile】

鳥取県米子市生まれ、岸和田市出身。1980年に早稲田大学法学部卒業後、読売テレビ放送株式会社入社。アナウンサー、キャスター、ドキュメンタリープロデューサーなどを担当。2000年に報道局情報番組部長、2009年に読売テレビ解説委員長を務めた後、2010年 読売テレビ放送株式会社退社。現在は㈱大阪綜研代表、芦屋大学客員教授を務める傍ら、読売テレビの番組を中心にキャスター、ニュース解説などを担当。

要予約

定員:700名



詳細はこちら

OSAKAしごとフィールド





大阪商工会議所、大阪府、大阪労働局、関西経済連合会、近畿経済産業局、 日本労働組合総連合会大阪府連合会(連合大阪)、南大阪地域大学コンソーシアム



# 変えようや、その働き方

~女性が輝く大阪のために~

OSAKA

大阪府では、女性が様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、産官学等で構成 する「OSAKA女性活躍推進会議」を設置しています。

今年度から新たに9月を「OSAKA女性活躍推進月間」と定め、女性の活躍推進に 関するイベント等を集中的に実施し、機運を盛り上げます。









# 9 日 (Tue) エル・おおさか本館2階 エルシアター

OSAKA女性活躍推進月間シンポジウム



#### 基調講演

一人ひとりが活躍できる企業風土とは 会社役員とジャズピアニスト、二つの視点から 企業経営を考える

### 事例発表&パネルディスカッション

- ●株式会社竹中工務店
  - 経済産業省 平成27年度 新・ダイバーシティ経営企業100選受賞企業
- ●レンゴー株式会社 厚生労働省えるぼし認定企業

ファシリテーター:大谷邦郎(毎日放送人事局キャリア推進部マネー

パナソニック株式会社役員

(当時の社名は松下電器産業)に入社。主に音響機器の企画・開発に携わってきた。2015年4月より現職。また3歳からクラシックピアノを始め、大学在学中にジャズ演奏活動開始。これまで14枚のCDを出すなど、ジャズピアニストとしてもソロ・



# 参加申し込みはインターネットまたはFAXで

https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukild=2016070054 FAX:06-6910-8005(府民お問合せセンター「女性活躍シンポ」係)



※FAXの場合は、氏名(ふりがな)、ご職業、企業・団体名、電話番号を記入して下さい。

間 府民お問合せセンター TEL:06-6910-8001



OSAKA女性活躍推進会議



# OSAKA女性活躍推進月間 🧐 🔥 🦂 👫



# 変えようや、その働き方 ~女性が輝く大阪のために~

要予約 無料 女性が輝く「しごと力」開発プロジェクト 8月 「しごと力育成プログラムセミナー」成果報告会 若年女性が働き続けるためのカ(「しごとカー)を身につけることを目的に開催した 「しごとカセミナー」の受講生の声も踏まえながら、セミナーの成果を紹介します。 輸 離職防止や人材育成に興味のある企業経営者、管理職など 主催:(株)イーイノベーション・大阪府・(公社)関西経済連合会・連合大阪 間 (株)イーイノベーション TEL:06-4707-1003 定量60名 「要予約」 無料 9月 初歩から学ぶ労働基準法講座 **5**<sub>□</sub> 改正育児・介護休業法や労働契約法、労働基準法について説明します。 § 13:00~16:00 □ エル・おおさか エルシアター(①) ♠ 企業の労務管理担当者 僴 大阪労働局労働基準部監督課 定員600名 TEL:06-6949-6490 事例と演習で身につける 要予約 9月 仕事と育児の両立術 仕事と育児の両立スタイルを学ぶとともに、ワーキングマザーが直面しがちな課題解決に 向けたヒントをお伝えします。 講師は(株)ナチュラルリンク代表取締役 高野美菜子氏。 ◎大阪商工会議所会員:無料/会員以外:3,000円 ♠ ワーキングマザー、両立支援に関心がある人事担当者・経営者・従業員 僴 大阪商工会議所 研修担当 TEL:06-6944-6421 ~課長クラスの方へ~ 女性をより戦力化するためのセミナー 9月 21世紀職業財団客員講師の大野任美氏から、男性管理職の意識改革のために 女性社員に対する配慮と考慮について購義いただき、 グループディスカッションで各社の取組を共有します。 ♠ 関西経済連合会会員企業課長クラス 定員60名 間 (公社) 関西経済連合会労働政策部 TEL: 06-6441-0103 大阪起業家スタートアッパーズ起業家トーク&交流会 要予約 無料 行動を突き動かす起業家マインドとは? 9月 安定企業を辞め、挑戦する人生を選択した起業ストーリー どんなマインドやきっかけで、一歩を踏み出し、起業前後の困難を乗り切っているのかなど、 失楽起業家のリアルかト-ク及び交流会 講師は(株)シリスジャパン代表取締役岡田今日子氏。 ♠ 起業に関心がある方や起業支援者など 主催:大阪府 定員204 問 (公財)大阪市都市型産業振興センター TEL:06-6271-0277 要予約 無料 組織を活性化するための 9月 トップリーダーセミナー 構成組織のトップリーダーに対して、講師自身の体験談も含め、 女性役員の重要性について講演をいただきます。 Tue ♠ 各構成組織・単組三役役員(男性)など 定員50名 問連合大阪総務・男女平等グループ TEL:06-6949-1105 特別労働相談会&セミナー 労働相談の対応を強化するとともに 職場のハラスメント防止をテーマとしたセミナーを実施します。 【 相談会: [本所] 9/14日~17日 水~金:9:00~20:00 ±:13:30~17:30 (南大阪センター)9月15日(木)のみ、9:00-20:00、9月14日、16日は9:00~17:45 セミナー:9月14日(か)、9月15日(木)のよりまれる。20:00-21:00 大阪府総合労働事務所(①)※相談会、セミナー 大阪府総合労働事務所(で)※相談会のみ ♠ 労働者、事業主、人事労務担当者など

OSAKAしごとフィールド女性活躍推進事業 要予約 無料 「女性輝く相談週間&ワンストップ相談会」 9月 9月12日(月)~17日(土)は女性の活躍を応援する大阪府内の相談機関が、女性のあらゆる相談に対応する一週間です。また、15日(木)は様々な相談機関が一堂に会する合同相談会を実施し **15**<sub>□</sub> ます。予約優先ですが、飛び込み参加も受付けます。※参加機関など詳細はHPをご確認ください。 (5) ワンストップ相談会:9月15日(木)13:00~18:00 □ ワンストップ相談会はOSAKAしごとフィールド 3階(①) 幕 求職者、労働者、事業主、人事労務担当者など 僴 大阪府就業促進課 FAX:06-6360-9079 HP:http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/joseikatuyaku/onestop.html 第3回 輝く女性のためのシンポジウム 「要予約」 無料 あなたが変える日本の未来… 9月 少子化対策の観点より 16<sub>E</sub> デンマークや関係機関の取組み、現役高校生の研究事例発表から 少子化対策について考えます。 ♠ すべての女性と、女性に輝いてほしいと思うすべての男性 ® (一社)女性と地域活性推進機構 TEL:06-6536-1957 要予約 無料(交流会は有料) 企業人事担当者向けセミナー 9月 ハラスメント防止のコツは企業風土改革! ハラスメントの基本知識や最新の判例、法改正の動きを学び、 ハラスメントのない男性も女性も働きやすい職場環境づくりについて考えます。 Wed (14:30~16:30 ※17:00~交流会(希望者のみ、有料) □ ドーンセンター 大会議室3(①) 🛉 企業の人事担当者等 定員50名 問 大阪府男女参画·府民協働課 TEL:06-6210-9321 ダイバーシティ経営シンポジウム (要予約) 無料 幹部候補女性が育つ企業の取組から学ぶ、 9月 結果を出す「ダイバーシティマネジメント」 幹部候補女性を育成することに積極的な企業の講演会と、そのメリットを学ぶグループディスカッション を通じて、多様な人材の活用が企業の成長に結びつくダイバーシティ経営について理解を深めます。

社内で女性リーダーを育成したい企業経営者、人事担当者、 内容に興味のある方等 主催:近畿経済産業局 共催:大阪府、(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所 僴 (一財)大阪労働協会 TEL:06-4794-7355

女性部下をもつ上司必修! 部下育成とチーム力強化のポイント 9月 女性の特性を理解した効果的なマネジメントや多様な働き方に対応できる

チームづくりについて解説。 講師は(株)ナチュラルリンク代表取締役 高野美菜子氏。

◎大阪商工会議所会員:無料/会員以外:3,000円

♠ 経営者、管理職、人事担当者

問 大阪商工会議所 研修担当 TEL:06-6944-6421

## 「大阪サクヤヒメ表彰」募集中

地域活性化の原動力となる企業活動や文化的活動で活躍する女性を応援する 表彰制度を創設しました。多数のご応募・ご推薦をお待ちしています。

※表彰の種類:大阪サクヤヒメ大賞、大阪サクヤヒメ賞、活躍賞。 ※応募締切り:9日16日(金)必着

僴 大阪商工会議所 研修担当

TEL:06-6944-6421

# OSAKA女性活躍推進月間 🦠

イベントの申込方法等、詳細はこちら



http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/osaka-jyokatsu-kaigi/month.html



OSAKAしごとフィールド WEBからのお申し込みはこちら >>



要予約 無料 障がい者雇用 採用セミナー 障がい者を採用するときの基礎知識及び先進企業の実例紹介。 ○ 14:00~16:30 □ エル:おおさか本館 11階セミナールーム(①) ♠ 事業主·人事担当者等 Thu FAX:06-6360-9079 定員20名 HP:http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html 女性活躍推進のノウハウをお伝えします 女性管理職比率を上げるために、できることからコツコツと 女性活躍推進の4つの指標について、ひとつずつ、課題と取り組みを考えるシリーズ企画。 9月は女性管理職比率を取り上げます。 ● 14:00~15:30 □ エル·おおさか本館 3階セミナールーム(①) 幕 事業主・人事担当者 ® OSAKAしごとフィールド 定員20名 TEL:06-4794-9198 辞める!を防ぐ 中途離職防止の観点から 要予約 無料 9月 採用した従業員を育てるコツ ⑤ 13:30~15:30 □ エル·おおさか本館11階セミナールーム(①) ★ 企業の経営者、管理職、人事・採用担当者など 問就業促進課 FAX:06-6360-9079 HP:http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/160916seminar/index.html IoTセミナーinおおさか 要予約 無料 9月 IoTで変わる!企業と働き方 生産性向上に意欲的な中小企業が、IoT先進企業のノウハウを学ぶことができるイベント。 (3) 13:30~17:00 ブリーゼプラザ小ホール(②) 申中小企業の経営者・経営幹部 TEL:06-6147-3286(ハローライフ内) ® NPO法人スマイルスタイル info@hellolife.ip 無料 OSAKAジョブフェア りそなグループや関西経済連合会、大阪商工会議所が推薦する企業100社(予定)が参加した 合同企業説明会を開催。 ③ 10:00~16:00 □ ハービスホール(②) ↑ 17卒生・20~30代の若者(留学生を含む)・ミドル・シニア 主催:近畿経済産業局 TEL:06-4794-7355 http://www.osakaiobfair.com/ 拡大RMB withくるみん認定企業就職フェア 無料 (合同企業説明会) 主催:大阪労働局 大卒求人(正社員)提出企業及びくるみん認定企業による合同企業説明会を実施します。 4 13:00~18:00 大阪新卒応援ハローワーク(阪急グランドビル18階) ★ 大学(院)、短大、高専、専修学校を卒業予定の方、卒業後3年以内の方 僴 大阪新卒応援ハローワーク TEL:06-7709-9455 あなたを彩る!メイクアップ 9月 プロからメイクのコツを少し学ぶだけで大変身! 毎日のメイクが楽しくなるメイクアップセミナーです。 (8) 13:30~15:30 □ セレンディーラボ淀屋橋(8) ☀ 20-34歳の女性 TEL:06-6136-5528 慮 大阪労働協会/アソウ・ヒューマニーセンター共同企業体 HP:http://yukuru.osaka 自分らしい働き方発見セミナー 10月 在宅ワークセミナー はじめの一歩 多様な働き方のひとつとして、在宅ワークをご紹介。 業界の動向や必要条件から実際の仕事の探し方・やり方までを学べます。 ③ 10:00開始(3時間程度予定) □ エル·おおさか南館(①) Tue 共催:厚生労働省(在宅就業者総合支援事業 TEL:06-4794-9198 ® OSAKAしごとフィールド ハンドメイドワークショップ 無料 10月 最近流行りのハンドメイドに挑戦してみませんか? マママルシェ会場内の大阪府ブースへお越しください! ⑤ 9:30~16:30 ☐ 万博記念公園 ママ・マルシェ内 ☀ 20-34歳の女性 ⑲ 大阪労働協会/アソウ・ヒューマニーセンター共同企業体 HP:http://yukuru.osaka TEL:06-6136-5528 メンタリストDaigoトークショー 要予約 無料 10月 メンタリストDaigo氏がエキスポシティ光の広場に登場し スクタンArUdigOLがエイスホックオイボの加る幅に立場: 自分に自信をつける方法や、数膜活動に役立つテクニックなど メンタリズムを用いて悩みを解決します。 また、当日は就職に役立つセミナーをいくつも開催します。 ※9月1日が5WEB上で申込出来ます。 

(4) 開催時間

□ 開催会場

僴 大阪府総合労働事務所

主催:大阪府総合労働事務所 共催:大阪労働局、(一社)大阪労働者福祉協議会

♠ 参加対象者

TEL:06-6946-2600

要予約 参加に予約が必要

29<sub>E</sub>

Thu

無料 参加無料

問 お申込み・お問合せ先

シンポジウム・フォーラム

セミナー・研修

合同企業説明会

**ロークショップ** 

® OSAKAしごとフィールド TEL:06-4794-9198

その他 ①エル・おおさか/ドーンセンター/OSAKAしごとフィールド(エル・おおさか本館内)/大阪府総合労働事務所(エル・おおさか南館内):地下鉄谷町線・京阪本線・京阪中之島線「天満橋駅」 ②グランフロント大阪/ハービスホール/サンケイホールブリーゼ:JR各線「大阪駅」、地下鉄・私鉄各線「梅田駅」



# 初步から学び労働基準法講座

働く人々が、いきいきと活躍するためには企業や職場の 労務管理担当者が法令を正しく理解し、職場環境を整備す ることが不可欠です。

是非、この機会に労働基準法を学んでみませんか。

日 時 : 平成28年9月5日(月)13:00~16:00

(開場12:00)

会 場 : エルおおさか 本館2階 エルシアター

大阪市中央区北浜東3-14(裏面参照)

受講判 : 無料

主 催 : 大阪労働局

申込み : 大阪労働局ホームページより申込み

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\_seido\_ tetsuzuki/roudoukijun\_keiyaku/hourei\_seido/kijunhoukouza.html



# 当日の流れ

13:00~13:10 趣旨説明

13:10~13:50 講座①: 改正育児・介護休業法の解説

13:50~14:10 講座② : 無期転換ルールの解説

14:10~14:20 休憩

14:20~15:00 講座③ : 労働基準法の解説【労働時間編】

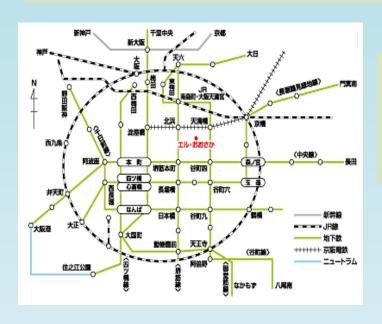
15:00~15:20 講座④: 労働基準法の解説【労働条件の明示・解雇編】 15:20~16:00 講座⑤: 労働基準法の解説【割増賃金・年次有給休暇編】

※ 労働基準法(講座①②を除く)の入門レベルの内容です。 また、講座②~⑤は7月7日に実施したものと同内容です。



厚生労働省 大阪労働局労働基準部監督課

## 開催会場付近案内図



- ●「新大阪駅」からは…地下鉄御堂筋線(新大阪~ 淀屋橋)→京阪電鉄(淀屋橋~天満橋)
- ●「大阪駅」からは…地下鉄谷町線(東梅田~天満橋)
- ●「難波駅」からは…地下鉄千日前線(難波〜谷町 9丁目)→地下鉄谷町線(谷町9丁目〜天満橋)



- ●京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
- ●京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m
- ●地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」より東へ1,200m
- ●JR東西線「大阪天満宮駅」より南へ850m

### 〈お問合せ先〉

**大阪労働局 労働基準部 監督課 電話 06-6949-6490** 



# セミナー&特別労働相談会

# **<セミナー>**

(1)職場におけるハラスメントとメンタルヘルス

日時 平成 28 年 9 月 14 日(水)15:30~17:00

場所 エル・おおさか南館4階 会議室A

講師 大阪経済大学経営学部·大学院経営学研究科

田中 健吾 教授【博士(文学): 臨床心理士】

内容 最近の事例を基に、職場におけるハラスメントとメンタルヘルスについて理解を深めます。

(2)改正育児・介護休業法について

日時 平成28年9月15日(木)15:30~17:00

場所 エル・おおさか南館4階 会議室A

講師 大阪労働局 雇用環境 均等部

内容 育児・介護休業法の改正が行われることから、雇用環境・均等部に寄せられる マタニティーハラスメント事例などを基に、法の改正点について学びます。

#### ※同時開催

労使関係セミナー「同一労働同一賃金について」

·講演(大阪大学大学院法学研究科 小嶌 典明 教授)及びパネルディスカッション

平成28年9月14日(水)13:30~16:30

エル・おおさか南館 南ホール

【中央労働委員会(西日本地方事務所)主催】

(お問合わせ06-6941-1555)

【平成28年9月14日(水曜日)~17日(土曜日)】(17日(土)は天満橋のみ) 《天満橋》9 月 14 日(水)~16 日(金)は午前9時から午後8時まで、

17日(土)は午後1時30分から午後5時30分まで。

《 鳳 》9月14日(水)、16日(金)は午前9時から午後5時45分まで、 15日(木)は、午前9時から午後8時まで。

- ○面談相談又は電話相談を実施! 【予約不要】
- ○弁護士相談、社会保険労務士相談、職場のメンタルヘルス専門相談 【要予約、面談相談のみ】
- ○生活相談にも対応(多重債務問題や DV 問題等)

【※(一社)大阪労働者福祉協議会(0800-200-0154)にて】

天満橋会場:06-6946-2600

無料・秘密厳守! **鳳会場** :072-273-6100

夜間・土曜日

毛実施!

詳細、お問い合わせ、お申し込みは裏面に!

**★ホームページもご覧ください! (インターネット申込も可能)** 

http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/event-index/index.html

D主催 大阪府総合労働事務所 大阪労働局 一般社団法人大阪労働者福祉協議会 中央労働委員会(西日本地方事務所)

●協力 大阪市域労働ネットワーク









# ★職場におけるハラスメントとメンタルヘルスセミナー

- ◆(1) 「職場におけるハラスメントとメンタルヘルス」と(2) 「改正育児・介護休業法について」は、 エルおおさか南館4階です。 また、定員は各40人(先着順)です。電話・FAX・インターネット等にてお申込みください。
- ◆同時開催の労使関係セミナー「同一賃金同一労働について」の会場は、エルおおさか南館5階南ホールです。 また、定員は200人(先着順)です。 詳細は、中央労働委員会事務局西日本地方事務所(06・6941・1555)にお問い合わせください。

# ★相談会 面談&電話 天満橋: 06-6946-2600 鳳: 072-273-6100

- ○弁護士相談/社会保険労務士相談/メンタルヘルス専門相談は、事前予約の際に、職員による相談を受けていただきます。また、弁護士相談/社会保険労務士相談/メンタルヘルス専門相談は、面談のみです。 詳細はお問合せを。
- 〇生活相談は、9月14日(水)、15日(木)の2日間で午前10時から正午、午後1時から午後4時までです。 お問い合わせは、(一社)大阪労働者福祉協議会 電話0800-200-0154 まで。

# ★会場案内 地図/問合せ/申し込み/連絡先

# 天満橋

大阪府総合労働事務所

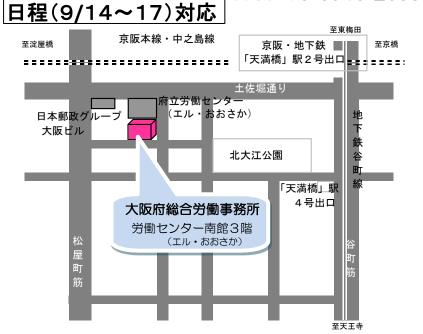
(エル・おおさか南館3階) 大阪市中央区石町2-5-3

FAX: 06-6946-2635



大阪府総合労働事務所南大阪センター (泉北府民センタービル2階)

堺市西区鳳東町4-390-1 1 FAX: 072-273-6300





# ★セミナー参加申込書 郵送・FAX・持参用 お申込は、必要事項を記入して天満橋会場へ!

氏名(ふりがな)		
会社•団体名		そうだ! 労働相談に いこう!!
<b>希望コース</b> ご希望のセミナーすべてに Oをつけてください	(1) 9/14 15:30~ セミナー 職場におけるハラスメントとメンタルヘルス	※ 9/14 13:30~ セミナー&パネルディスカッション 同一労働同一賃金(労使関係セミナー)は
	(2) 9/15 15:30~ セミナー 改正育児・介護休業法について	中央労働委員会事務局西日本地方事務所 (06-6941-1555)にお問い合わせください。
連絡先電話番号		73

※定員超過の場合や万一の予定変更の場合、ご連絡を差し上げます。必ず電話番号をご記入ください。 ※この申込書に記入いただいた個人情報については、セミナーに関する連絡のみに使用するものです。 ※このチラシは、20,000部作成し、1部あたりの単価は3円です。



就職

起業

経営

法律

労働問題

セクハラマタハラ

etc

# 女性のためのワンストップ相談会

もっと毎日を輝かせるために、あなたの悩みの解決をお手伝いする一日です。 一人で抱え込まず、私たちと一緒に考えてみませんか? 相談の秘密は厳守します。お気軽にお越しください。



■日時:平成28年9月15日(木)13:00~18:00

(最終受付 17:15)

■会場:OSAKAしごとフィールド 3階 セミナースペース

主催:大阪府 共催:OSAKA女性活躍推進会議

(大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館3階)

■申込:申込方法は裏面をご確認下さい。



# 参加機関

【就業に関する相談】



## OSAKA女性活躍推進月間 女性活躍推進イベント ワンストップ相談会

申込方法 | ※予約がない場合もご相談いただけます。

**①インターネット** 大阪府ホームページからお申込みください。 https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukild=2016080033



**2** F A X 06-6360-9079

下記申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込締切

平成28年9月14日(水)

問 合 先 大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 女性就業推進グループ

TEL 06-6360-9073

# 【ワンストップ相談会 参加予約申込書】 FAX 06-6360-9079

〔会場地図〕



京阪線・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m 京阪線・地下鉄谷町線「北浜駅」より東へ500m

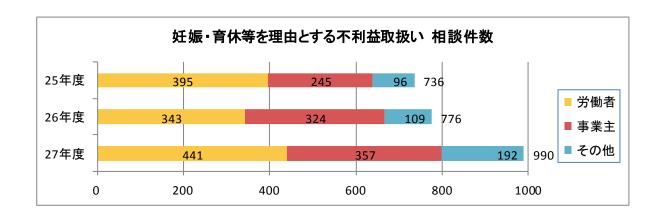
1	ふりがな						
	氏 名						
2		※大阪府からの予約時間確定の連絡方法を1つ選択してご記入ください。					
	連絡先	口電話					
		□FAX					
		ロメールアドレス					
3	相談希望時間帯 (※1)	第1希望 □①13~14時 □②14~15時 □③15~16時					
		□④16~17時 □⑤17~18時					
		第2希望 □①13~14時 □②14~15時 □③15~16時					
		□④16~17時 □⑤17~18時					
		第3希望 □①13~14時 □②14~15時 □③15~16時					
		□④16~17時 □⑤17~18時					
4		□就職相談  □保育業界の仕事  □福祉業界の仕事 □法律相談					
	相談内容(※2) (複数選択可)	□起業・創業 □経営相談 □母子家庭の母等の職業相談・紹介					
		□労働問題 □職場のセクハラ・マタハラ等 □女性の生き方など					
		□その他 ( )					
5	一時保育サービスの希望	口希望あり					

- ※1 相談希望時間帯を選択してください。第1~3希望までご記入願います。
  - 相談時間は1部門につき最大45分です。希望時間が重なった場合は、申込順を優先します。
  - 相談予約時間は、お申込み後、ご記入いただいたご連絡先にお知らせいたします。
- ※2 相談内容で該当する項目を選択してください。相談内容に応じて、適切な機関へとご案内します。
- ※3 ご記入いただいた個人情報は、本事業の実施のみに使用いたします。

参考資料

# 妊娠・育休等を理由とする不利益取扱いの相談の状況

妊娠・育休等を理由とする不利益取扱いの相談(均等法第9条、育介法第10条他)については、増加傾向にあり、特に労働者からの相談については、平成27年度は441件(前年度343件)と、大幅に増加している。



妊娠・育休等を理由とする不利益取扱い 相談件数内訳

	平成25年度			平成26年度		平成27年度			
	合計	うち	うち	合計	ゔち	ゔち	合計	ゔち	うち
		労働者	事業主		労働者	事業主		労働者	事業主
婚姻、妊娠・出産等を理由									
とする不利益取扱い(均等	348	197	107	365	182	134	438	208	143
法第9条関係)									
育休等を理由とする不利益									
取扱い(育介法第10条他	200	100	138	411	161	190	EEO	000	014
関係)	388	198	138	411	161	190	552	233	214
合計	736	395	245	776	343	324	990	441	357

※平成25年度~平成27年度において、大阪労働局雇用均等室で対応した相談件数